

三 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）

改正案	現行
（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲） 第五条の二 法第三十二条第五項に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時ににおける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第五条の五において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用金庫とする。 2 信用金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が新たに五十億円を下回ることとなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当するものとみなす。 3 信用金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が新たに五十億円以上となった場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第五条の五において同じ。）後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項に規定する金庫に該当しないものと	（会員等以外の者からの監事の選任を要しない信用金庫の範囲） 第五条の二 法第三十二条第五項第一号に規定する政令で定める規模に達しない信用金庫は、その事業年度の開始の時ににおける預金及び定期積金の総額（以下この条及び第五条の五において「預金等総額」という。）が五十億円に達しない信用金庫とする。 2 信用金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が新たに五十億円を下回ることとなった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当するものとみなす。 3 信用金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額が新たに五十億円以上となった場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する転換をいう。第五条の五において同じ。）後の信用金庫又は合併により設立された信用金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該信用金庫は、法第三十二条第五項第一号に掲げる信用金庫に該当しな

みなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第三項第一号	商号	名称
第五十条の二第三項第二号	資本金の額	出資の総額

いものとみなす。ただし、当該信用金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第八条の二 法第五十三条第六項第四号及び第五十四条第五項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十条の二第三項第一号	商号	名称
第五十条の二第三項第二号	資本金の額	出資の総額

第五十条の二第三項 第三号	取締役及び監査役（ 監査等委員会設置会 社にあっては取締役 、指名委員会等設置 会社）にあっては取締 役及び執行役、持分 会社にあつては業務 を執行する社員）	理事及び監事
第五十条の二第三項 第七号	営業所	事務所
第五十条の二第六項 第二号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第六項 第八号	取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	理事又は監事
第五十条の二第十二 項の表第三十四条第 一項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務 所

第五十条の二第三項 第三号	取締役及び監査役（ 委員会設置会社にあ つては取締役及び執 行役、持分会社にあ つては業務を執行す る社員）	理事及び監事
第五十条の二第三項 第七号	営業所	事務所
第五十条の二第六項 第二号	資本金の額	出資の総額
第五十条の二第六項 第八号	取締役若しくは執行 役、会計参与又は監 査役	理事又は監事
第五十条の二第十二 項の表第三十四条第 一項の項	行うすべての営業所	行うすべての事務 所

第五十条の二第十二項の表第四十一条第二項第二号の項		第五十条の二第十二項の表第四十一条第三項の項		第五十条の二第十二項の表第四十二条第一項の項	
又は監査役	若しくは監査役又は業務を執行する社員	行うすべての営業所	これらの業務	これらの事務	
取締役若しくは執行役又は監査役	理事又は監事	行うすべての事務所	営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務	事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの事務	

第五十条の二第十二項の表第四十一条第二項第二号の項		第五十条の二第十二項の表第四十一条第三項の項		第五十条の二第十二項の表第四十二条第一項の項	
又は監査役	若しくは監査役又は業務を執行する社員	行うすべての営業所	これらの業務	これらの事務	
取締役若しくは執行役又は監査役	理事又は監事	行うすべての事務所	営業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務	事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの事務	

第五十条の二十二 項の表第四十五条第 二項の項		又は監査役	取締役若しくは執 行役、会計参与又 は監査役
若しくは監査役又は 業務を執行する社員	理事又は監事		

2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

第五十条の二十二 項の表第四十五条第 二項の項		又は監査役	取締役若しくは執 行役、会計参与又 は監査役
若しくは監査役又は 業務を執行する社員	理事又は監事		

2 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券（信用金庫にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者の発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、金庫をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十三条第六項第五号及び第六号並びに第五十四条第五項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、金庫を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（清算人等について準用する会社法の読替え）

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	信用金庫法第三十条の九第一項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事

（清算人について準用する会社法の読替え）

第九条の三 法第六十四条の規定において金庫の清算人について会社法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは、「清算金庫」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監事
第三百六十条第一項	株式を有する株主	会員である者
第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	信用金庫法第三十条の九第一項
第四百三十条（見出しを含む。）	役員等	清算人又は監事

2

法第六十四条の規定において金庫の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	清算金庫
第八百四十九条第一項	株式会社等	清算金庫
第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該	清算金庫が、

(新設)

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

	<u>最終完全親会社等の</u> <u>完全子会社等である</u> <u>株式会社の</u>
	<u>株式会社等</u>
	<u>清算金庫</u>
	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>

第八百四十九条第四
項及び第五項、第八
百五十条第一項から
第三項まで、第八百
五十二条第一項及び
第二項並びに第八百
五十三条第一項（第
二号及び第三号を除
く。）